

保育士等バンクへのご登録方法について

1 目的

子ども連れで参加することができるイベントや会議等の際に必要な臨時託児所等の設置に要する保育士等の需要に対応し、もって子育て中の県民の社会参加に寄与するため、県では「保育士等バンク」を開設しています。(平成 18 年 10 月 20 日開設)

2 バンクに登録できる方

次に掲げる者であって、臨時託児所等で働くため、当該臨時託児所等の設置者に対する個人情報の提供に同意できる方を登録しています。

- (1) 保育士又は看護師の資格を有する者
- (2) 財団法人又はNPO法人等が主催している保育又は子育てに関するサポーター養成講座等を受講した者

例えば・・・次のような講座を受講された方

- 21 世紀職業財団が主催している保育サポーター養成講座
- NPO 法人子育てネットワークえひめが主催している子育てサポーター養成講座
- 各地のファミリー・サポート・センターが主催しているサポート会員（援助会員）の講習会

- (3) その他臨時託児等における就業を希望する者

【登録方法】

最寄りの地方局地域福祉課に「保育士等バンク登録申請書」を2部提出してください。
(郵送でも結構です。有資格者については、資格者証(コピー可)もご持参ください。)

3 登録情報の提供

臨時託児所等を設置するため、登録情報を取得しようとする者(官公庁・NPO法人・子育てサークル・イベント会社等)から申請があれば、登録されている方が公開に同意されている情報(氏名や連絡先、保育士資格等のデータ)を提供します。

個人情報保護との関連

登録される方については、登録申請時において本人の同意を得ることとしています。
情報取得される方については、取得申請時に他目的利用をしない誓約をとることとしています。

4 登録情報の提供の通知(臨時託児所設置者の情報の提供)

自己情報のコントロールの観点から、設置者に登録情報を提供した場合は、登録者に対し、提供した旨(提供先である臨時託児所等の設置者の情報を含みます。)を電子メールで通知します。(FAXや郵送によるお知らせには対応していません。)

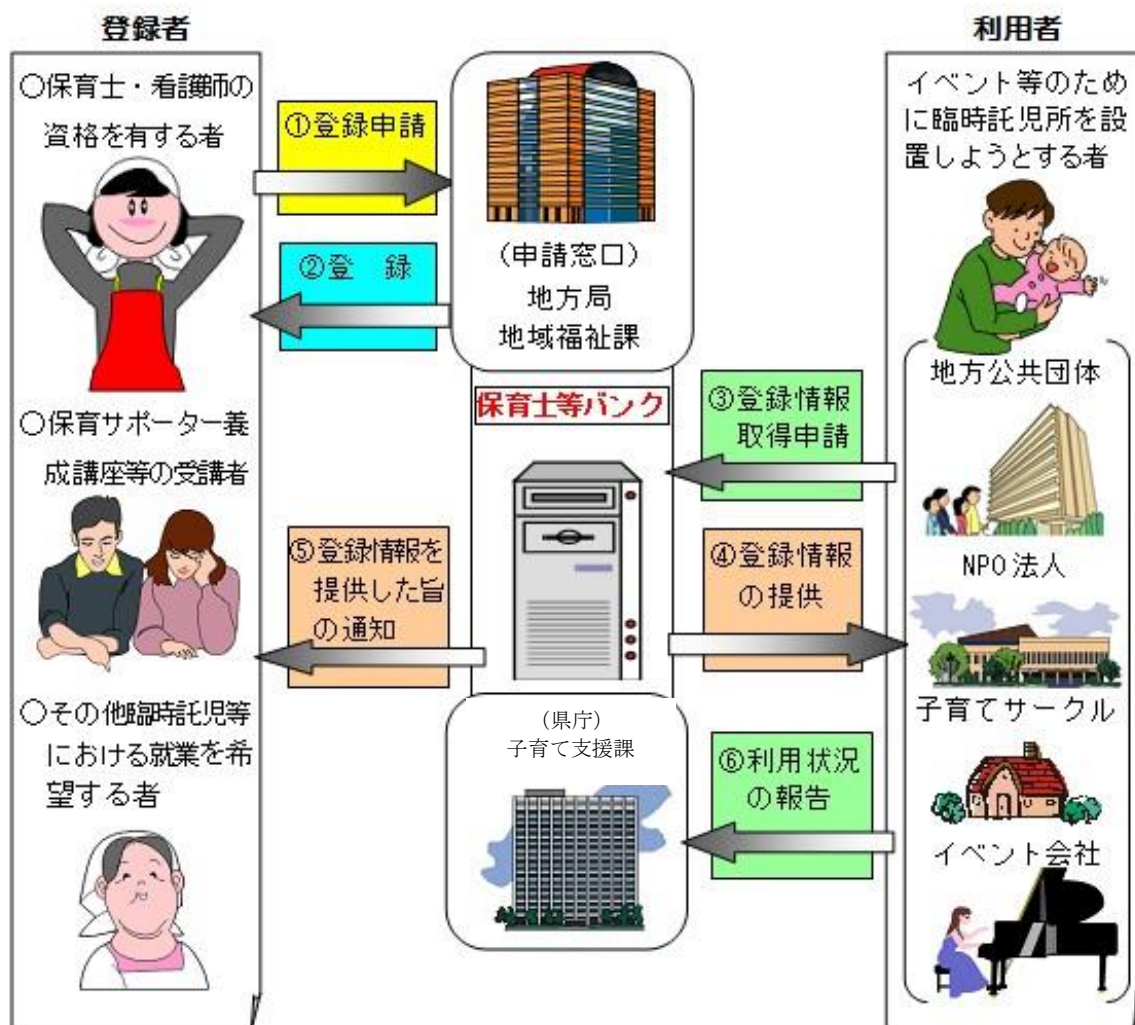
5 問い合わせ先

ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/page/7075.html>

総括窓口	県庁子育て支援課	790-8570	松山市一番町4丁目4番地2	TEL 089-912-2412
申請窓口	東予地方局地域福祉課	793-0042	西条市喜多川796の1	TEL 0897-56-1300(代)
	中予地方局地域福祉課	790-8502	松山市北持田町132番地	TEL 089-941-1111(代)
	南予地方局地域福祉課	798-8511	宇和島市天神町7番1号	TEL 0895-22-5211(代)

令和6年4月現在

保育士等バンクのしくみ



事務の流れ

- ① 登録（変更・削除）申請
 臨時託児所での就業希望者は、地方局地域福祉課へ「保育士等バンク登録申請書」を提出します。
- ② 登録（変更・削除）
 申請内容の確認後、バンクへの登録（変更・削除）を行います。
- ③ 登録情報取得申請
 臨時託児所設置者は、地方局地域福祉課へ「保育士等バンク登録情報取得申請書」を提出します。
- ④ 登録情報の提供
 申請内容の確認後、登録情報取得申請者に該当者の情報が提供されます。
- ⑤ 登録情報の提供の通知（託児所設置情報の提供）
 自己情報コントロールの観点から、登録者には、登録情報を提供した旨（取得者である臨時託児所等の設置者の情報を含みます。）を電子メールで送信します。（FAXや郵送での対応はしていません。）
 ※字数制限のある携帯メールへの分割対応はいたしていません。
- ⑥ 利用状況の報告
 臨時託児所設置者は、取得した情報の利用状況を、①に該当する地方局地域福祉課へ提出します。